平成２７年（フ）第１０５０号
横浜市鶴見区北寺尾３丁目19番33―１号　プロヌーブ橘201
債務者　川延　理恵（旧姓河原）
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　進一
4　破産債権の届出期間　平成27年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月５日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９号
岡山県津山市野介代1531番地１
債務者　藤原　勝則
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯綱　浩二
4　破産債権の届出期間　平成27年９月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年10月19日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第３３０号
川崎市高津区子母口512番地　ステイツ武蔵新城305
債務者　山田　雄介
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　種村　　求
4　破産債権の届出期間　平成27年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月15日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第８４３号
神奈川県茅ヶ崎市松浪２丁目９番62号　藤浪荘５号室
債務者　工藤　孝太
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　泰
4　破産債権の届出期間　平成27年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月17日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８４４号
神奈川県茅ヶ崎市松浪２丁目９番62号　藤浪荘５号室
債務者　工藤　里美（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　泰
4　破産債権の届出期間　平成27年８月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年９月17日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１６号
高知市潮新町１丁目14番29号
債務者　木下　修一
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岡　敏明
4　破産債権の届出期間　平成27年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年11月５日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１３３号
高知市介良乙2527番地
債務者　吉中佐千子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊野部　啓
4　破産債権の届出期間　平成27年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年11月５日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８号
沖縄県宮古島市平良字東仲宗根添1166番地116
債務者　荷川取政寿
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　秀胤
4　破産債権の届出期間　平成27年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月15日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２７年（フ）第１４１号
愛媛県喜多郡内子町内子1881番地
債務者　中岡　大起
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　清、同　越智顕洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
松山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３４号
秋田県湯沢市字沖田46番地　ニューハイムユザワ１号室
債務者　藤川　新悟
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第５３号
三重県伊勢市二俣町481番地４
債務者　石黒　幸平
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第１２２号
岡山県倉敷市宮前287番地13　マンション西岡Ａ―105号
債務者　浦木　勝男
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
岡山県井原市野上町3255番地１
債務者　橋本　勝行
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１３４号
岡山県総社市門田361番地１ニューシティ中須加Ａ103号
債務者　片岡　隆行
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１３５号
岡山県総社市門田361番地１　ニューシティ中須加Ａ103号
債務者　片岡加奈恵
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係